

資格維持基準の新設及びモニタリング体制の見直しについて

平素は、当社市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、当社は、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引に係る取引・清算参加者を対象としまして、取引資格及び清算資格に係る維持基準の新設、並びに財務状況に係るモニタリング体制の見直しを検討しております。

本件は、本年 7 月の清算預託金制度の見直しに伴う清算預託金の増加（清算参加者の資本負担の増加）や、国内の他の取引所・清算機関における取引資格又は清算資格の維持基準に係る枠組みなどを勘案しまして、当社におきましても、資格取得時の基準とは別に、取引資格及び清算資格に係る維持基準を新たに設けるものです。また、取引参加者及び清算参加者から報告を受ける基準（報告基準）も変更致します。

加えまして、かかる維持基準の新設及び報告基準の変更に併せて、取引参加者及び清算参加者の財務状況に係るモニタリング体制につきましても、当社への報告頻度を増やす等の所要の見直しを行うことと致します。

本件に係る規則変更（案）は、別紙の通りです。

以 上

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第 56 条 取引参加者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、本取引所が定めるところにより、直ちにその内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本取引所が別に定める取引資格の要件（<u>取引参加者規程施行規則第 15 条第 2 項の規定により準用される業務方法書第 5 条第 7 項第 5 号ロ、ハ、ホ及びへ及び同第 8 項第 5 号ハ、ホ及びへ並びに取引参加者規程施行規則第 15 条第 4 項第 3 号ロ、ハ、ホ及びへ、同第 5 項第 3 号ハ、ホ及びへ、同第 8 項第 3 号ロ及びハ及び同第 9 項第 3 号ハの要件を除く。</u>）に適合しなくなったとき。</p> <p>(1)の 2 <u>取引資格の取得において親会社（為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者等の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。以下第 63 条第 2 項第 2 号及び第 4 号において同じ。）による保証を受けていない為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者等</u>にあっては、純資産額が 3 億円を下回ったとき。</p> <p>(1)の 3 <u>為替証拠金取引参加者又は株</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 56 条 取引参加者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、本取引所が定めるところにより、直ちにその内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本取引所が別に定める取引資格の要件に適合しなくなったとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>価指数証拠金取引参加者等については、次のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>イ <u>金融商品取引業者（法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）又は法第 60 条第 1 項の許可を受けている取引所取引許可業者にあつては、自己資本規制比率が 140 パーセントを下回ったとき。</u></p> <p>ロ <u>特別金融商品取引業者（法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者のうち、法第 57 条の 5 第 2 項の届出を行う者に限る。以下同じ。）にあつては、平成 22 年金融庁告示第 128 号第 2 条に規定する方法により算出される連結自己資本規制比率（以下「川下連結に係る連結自己資本規制比率」という。）が 140 パーセントを下回ったとき。</u></p> <p>ハ <u>対象特別金融商品取引業者（法第 57 条の 12 第 3 項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）にあつては、平成 22 年金融庁告示第 130 号第 2 条に規定する連結自己資本規制比率（以下「国際統一基準に係る連結自己資本規制比率」という。）について同条第 1 号に規定する連結普通株式等 Tier1 比率（以下「連結普通株式等 Tier1 比率」と</u></p>	

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>いう。）が 2.25 パーセントを下回ったとき、同条第 2 号に規定する連結 Tier1 比率（以下「連結 Tier1 比率」という。）が 3 パーセントを下回ったとき、若しくは第 3 号に規定する連結総自己資本規制比率（以下「連結総自己資本規制比率」という。）が 4 パーセントを下回ったとき、又は同告示第 4 条に規定する方法により算出される連結自己資本規制比率（以下「川下連結の例による連結自己資本規制比率」という。）が 140 パーセントを下回ったとき。</u></p>	
(2)～(16) (略)	(2)～(16) (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
(削る)	<p>4 <u>為替証拠金取引参加者、株価指数証拠金取引参加者及び株価指数証拠金遠隔地取引参加者は、毎事業年度経過後、本取引所の定めるところにより自己資本規制比率を本取引所に報告しなければならない。ただし、特別金融商品取引業者（法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者のうち、法第 57 条の 5 第 2 項の届出を行う者に限る。）である為替証拠金取引参加者及び株価指数証拠金取引参加者は、平成 22 年金融庁告示第 128 号第 2 条に規定する方法により算出される連結自己資本規制比率を、対象特別金融商品取引業者（法第</u></p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>4 <u>特別金融商品取引業者又は対象特別金融商品取引業者</u>である取引参加者は、本取引所が別に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(財務報告)</p> <p>第 57 条 取引参加者は、本取引所が定めるところにより、その財務の状況を定期的に本取引所に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>為替証拠金取引参加者、株価指数証拠金取引参加者及び株価指数証拠金遠隔地取引参加者</u>は、法第 56 条の 2 に基づくモニタリング調査表を作成したときは、本取引所が定めるところにより、当</p>	<p><u>57 条の 12 第 3 項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。）である為替証拠金取引参加者及び株価指数証拠金取引参加者は、平成 22 年金融庁告示第 130 号第 2 条に規定する連結自己資本規制比率について同条各号に掲げる比率又は同告示第 4 条に規定する方法により算出される連結自己資本規制比率を、それぞれ自己資本規制比率に加えて報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>金融商品取引業者</u>である取引参加者は、本取引所が別に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(財務報告)</p> <p>第 57 条 取引参加者は、本取引所が定めるところにより、その財務の状況を定期的に本取引所に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>該モニタリング調査表の内容を本取引所に報告しなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>為替証拠金取引参加者、株価指数証拠金取引参加者及び株価指数証拠金遠隔地取引参加者は、当該取引参加者の自己資本規制比率について、法令に基づく書面を作成した場合又は金融庁長官への届出を行った場合で、本取引所が必要と認めるときは、本取引所の定めるところにより当該自己資本規制比率を本取引所に報告しなければならない。</u></p>	(新設)
<p>5 <u>特別金融商品取引業者である為替証拠金取引参加者及び株価指数証拠金取引参加者は、当該取引参加者の川下連結に係る連結自己資本規制比率について、法令に基づく書面を作成した場合又は金融庁長官への届出を行った場合で、本取引所が必要と認めるときは、本取引所の定めるところにより当該連結自己資本規制比率を本取引所に報告しなければならない。</u></p>	(新設)
<p>6 <u>対象特別金融商品取引業者である為替証拠金取引参加者及び株価指数証拠金取引参加者は、当該取引参加者の国際統一基準に係る連結自己資本規制比率に係る連結普通株式等 Tier1 比率、連結 Tier1 比率及び連結総自己資本規制比率、又は川下連結の例による連結自己資本規制比率について、法令に基づく書面</u></p>	(新設)

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>を作成した場合又は金融庁長官への届出を行った場合で、本取引所が必要と認めるときは、本取引所の定めるところにより当該各比率を本取引所に報告しなければならない。</u></p> <p>（取引参加者の処分）</p> <p>第 61 条 本取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、当該各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本取引所が別に定める取引資格の要件に適合しなくなったとき<u>（ただし、為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者等の財産的基礎に係る要件にあつては、第 63 条第 2 項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき）</u>は、取引資格の取消し</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、本取引所は、為替証拠金取引参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該為替証拠金取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議によ</p>	<p>（取引参加者の処分）</p> <p>第 61 条 本取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、当該各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本取引所が別に定める取引資格の要件に適合しなくなったときは、取引資格の取消し</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、本取引所は、為替証拠金取引参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該為替証拠金取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議によ</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>り、為替証拠金取引資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 為替証拠金取引参加者を保証する親会社（当該為替証拠金取引参加者の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。）が、第57条第2項に定める財務報告において、3期間連続して業務方法書第5条第8項第5号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p>(2) 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金取引参加者等が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該株価指数証拠金取引参加者等を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、株価指数証拠金取引資格又は株価指数証拠金遠隔地取引資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>り、為替証拠金取引資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(1) <u>第57条第1項に定める財務報告において、3期間連続して業務方法書第5条第7項第5号又は第8項第5号の規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</u></p> <p>(2) 為替証拠金清算参加者を保証する親会社（当該為替証拠金取引参加者の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。）が、第57条第2項に定める財務報告において、3期間連続して業務方法書第5条第8項第5号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p>(3) 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金取引参加者等が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該株価指数証拠金取引参加者等を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、株価指数証拠金取引資格又は株価指数証拠金遠隔地取引資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(1) <u>第57条第1項に定める財務報告に</u></p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>(1) 株価指数証拠金取引参加者等を保証する親会社（当該株価指数証拠金取引参加者等の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。）が、第 57 条第 2 項に定める財務報告において、3 期間連続して取引参加者規程施行規則第 15 条第 5 項第 3 号ホ若しくは第 9 項第 3 号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p>(2) 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>5 （略）</p>	<p><u>において、株価指数証拠金取引参加者等が 3 期間連続して取引参加者規程施行規則第 15 条第 4 項第 3 号、第 5 項第 3 号、第 8 項第 3 号若しくは第 9 項第 3 号の規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</u></p> <p>(2) 株価指数証拠金取引参加者等を保証する親会社（当該株価指数証拠金取引参加者等の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。）が、第 57 条第 2 項に定める財務報告において、3 期間連続して取引参加者規程施行規則第 15 条第 5 項第 3 号ホ若しくは第 9 項第 3 号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p>(3) 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>5 （略）</p>
<p>（取引参加者に対する処置）</p> <p>第 63 条 本取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議</p>	<p>（<u>支払不能の取引参加者に対する処置</u>）</p> <p>第 63 条 本取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変更案	現行
<p>により、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p>	<p>により、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p>
<p>2 <u>本取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者等について、資本金の額が3億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u></p> <p>(2) <u>取引資格の取得において親会社による保証を受けていない為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者等について、純資産の額が3億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u></p> <p>(3) <u>為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者等について、次のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p>イ <u>金融商品取引業者又は取引所取引</u></p>	<p>(新設)</p>

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>許可業者にあつては、自己資本規制比率が 120 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u></p> <p><u>ロ 特別金融商品取引業者にあつては、川下連結に係る連結自己資本規制比率が 120 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u></p> <p><u>ハ 対象特別金融商品取引業者にあつては、国際統一基準に係る連結自己資本規制比率について連結普通株式等 Tier1 比率が 2.25 パーセントを下回ったとき、連結 Tier1 比率が 3 パーセントを下回ったとき、若しくは連結総自己資本規制比率が 4 パーセントを下回ったとき、又は川下連結の例による連結自己資本規制比率が 120 パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u></p> <p><u>(4) 取引資格の取得において親会社による保証を受けた為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者等について、当該取引参加者の親会社が、取引参加者規程施行規則第 15 条第 2 項の規定により準用される業務方法書第 5 条第 8 項第 5 号ト、取引参加者規程施行規則第 15 条第 5 項第 3 号ト又は同第 9 項第 3 号ホに掲げる財産的基礎に係る要件に適合しなくなり、速やかな回復</u></p>	

「取引参加者規程」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<u>が見込めないとき。</u>	

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変更案	現行
<p>(報告事項)</p> <p>第 14 条の 4 清算参加者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、本取引所が別に定めるところにより、直ちにその内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第 5 条に定める清算資格の要件(同条第 7 項第 5 号ロ、ハ、ホ及びへ、第 8 項第 5 号ハ、ホ及びへ、第 12 項第 4 号ロ、ハ、ホ及びへ並びに第 13 項第 4 号ハ、ホ及びへの要件を除く。)</u>に適合しなくなったとき</p> <p><u>(1)の 2 清算資格の取得において親会社による保証を受けていない為替証拠金清算参加者又は株価指数証拠金自社清算参加者にあつては、純資産額が 3 億円を下回ったとき</u></p> <p><u>(1)の 3 為替証拠金清算参加者又は株価指数証拠金自社清算参加者については、次のいずれかに該当することとなったとき</u></p> <p><u>イ 金融商品取引業者にあつては、法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率が 140 パーセントを下回ったとき</u></p> <p><u>ロ 特別金融商品取引業者にあつては、川下連結に係る連結自己資本規制比率が 140 パーセントを下回った</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 14 条の 4 清算参加者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、本取引所が別に定めるところにより、直ちにその内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第 5 条に定める清算資格の要件に適合しなくなったとき</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p><u>とき</u></p> <p><u>ハ 対象特別金融商品取引業者にあつては、国際統一基準に係る連結自己資本規制比率について連結普通株式等 Tier1 比率が 2.25 パーセントを下回ったとき、連結 Tier1 比率が 3 パーセントを下回ったとき、若しくは連結総自己資本規制比率が 4 パーセントを下回ったとき、又は川下連結の例による連結自己資本規制比率が 140 パーセントを下回ったとき</u></p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(2)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>為替証拠金清算参加者及び株価指数証拠金清算参加者は、毎事業年度経過後、本取引所の定めるところにより自己資本規制比率を本取引所に報告しなければならない。ただし、特別金融商品取引業者である為替証拠金清算参加者及び株価指数証拠金清算参加者は、自己資本規制比率に加えて、川下連結に係る連結自己資本規制比率を、対象特別金融商品取引業者である為替証拠金清算参加者及び株価指数証拠金清算参加者は、国際統一基準に係る連結自己資本規制比率について連結普通株式等 Tier1 比率、連結 Tier1 比率及び連結総自己資本規制比率、又は川下連結の例による連結自己資本規制比率を報告しなければならな</u></p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>5 <u>特別金融商品取引業者又は対象特別金融商品取引業者</u>である清算参加者は、本取引所が別に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(財務報告)</p> <p>第 14 条の 5 清算参加者は、本取引所が定めるところにより、その財務の状況を定期的に本取引所に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>為替証拠金清算参加者及び株価指数証拠金清算参加者は、法第 56 条の 2 に基づくモニタリング調査表を作成したときは、本取引所が定めるところにより、当該モニタリング調査表の内容を本取引所に報告しなければならない。</u></p> <p>4 <u>為替証拠金清算参加者及び株価指数証拠金清算参加者は、当該清算参加者の自己資本規制比率について、法令に基づく書面を作成した場合又は金融庁長官への届出を行った場合で、本取引所が必要と認めたときは、本取引所が定めるところにより当該自己資本規制比率を本取引所に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>い。</u></p> <p>6 <u>金融商品取引業者</u>である清算参加者は、本取引所が別に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その内容を本取引所に報告しなければならない。ただし、本取引所が不要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(財務報告)</p> <p>第 14 条の 5 清算参加者は、本取引所が定めるところにより、その財務の状況を定期的に本取引所に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>5 <u>特別金融商品取引業者である為替証拠金清算参加者及び株価指数証拠金清算参加者は、当該清算参加者の川下連結に係る連結自己資本規制比率について、法令に基づく書面を作成した場合又は金融庁長官への届出を行った場合で、本取引所が必要と認めたときは、本取引所の定めるところにより当該連結自己資本規制比率を本取引所に報告しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 <u>対象特別金融商品取引業者である為替証拠金清算参加者及び株価指数証拠金清算参加者は、当該清算参加者の国際統一基準に係る連結自己資本規制比率に係る連結普通株式等 Tier1 比率、連結 Tier1 比率及び連結総自己資本規制比率、又は川下連結の例による連結自己資本規制比率について、法令に基づく書面を作成した場合又は金融庁長官への届出を行った場合で、本取引所が必要と認めたときは、本取引所の定めるところにより当該各比率を本取引所に報告しなければならない。</u></p> <p>(清算参加者の処分)</p>	<p>(新設)</p> <p>(清算参加者の処分)</p>
<p>第 15 条の 2 本取引所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により</p>	<p>第 15 条の 2 本取引所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変更案	現行
<p>当該各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本取引所が第 5 条に定める清算資格の要件に適合しなくなったとき <u>(ただし、為替証拠金清算参加者又は株価指数証拠金清算参加者の財産的基礎に係る要件にあつては、第 15 条の 3 第 2 項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき)</u>は、清算資格の取消し</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項各号の規定にかかわらず、本取引所は、為替証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該為替証拠金清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、為替証拠金清算資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 為替証拠金清算参加者を保証する親会社(当該為替証拠金清算参加者の総株主の議決権の過半数を有す</p>	<p>当該各号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本取引所が別に定める清算資格の要件に適合しなくなったときは、清算資格の取消し</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項各号の規定にかかわらず、本取引所は、為替証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該為替証拠金清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、為替証拠金清算資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(1) <u>第 14 条の 5 第 1 項に定める財務報告において、3 期間連続して第 5 条第 7 項第 5 号又は第 8 項第 5 号の規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</u></p> <p>(2) 為替証拠金清算参加者を保証する親会社(当該為替証拠金清算参加者の総株主の議決権の過半数を有す</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>る法人をいう。)が、第14条の5第2項に定める財務報告において、3期間連続して第5条第8項第5号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p><u>(2)</u> 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>4 第1項各号の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該株価指数証拠金清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、株価指数証拠金清算資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1)</u> 株価指数証拠金清算参加者を保証する親会社(当該株価指数証拠金清算参加者の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。)が、第14条の5第2項に定める財務報告において、3期間連続して第5条第11</p>	<p>る法人をいう。)が、第14条の5第2項に定める財務報告において、3期間連続して第5条第8項第5号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p><u>(3)</u> 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>4 第1項各号の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金清算参加者が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該株価指数証拠金清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、株価指数証拠金清算資格の取消しの処分をすることができる。</p> <p><u>(1)</u> <u>第14条の5第1項に定める財務報告において、3期間連続して第5条第10項第4号、第11項第4号、第12項第4号若しくは第13項第4号の規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</u></p> <p><u>(2)</u> 株価指数証拠金清算参加者を保証する親会社(当該株価指数証拠金清算参加者の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。)が、第14条の5第2項に定める財務報告において、3期間連続して第5条第11</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>項第 4 号ホ若しくは第 13 項第 4 号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p>(2) 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>項第 4 号ホ若しくは第 13 項第 4 号ホの規定に反したとき、又は債務超過となり直後の事業年度内に回復しえない状態となったとき。</p> <p>(3) 法令により金融商品取引業等の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。</p> <p>5・6 （略）</p>
<p>(清算参加者に対する処置)</p> <p>第 15 条の 3 本取引所は、清算参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p> <p>2 <u>本取引所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>為替証拠金清算参加者又は株価指数証拠金清算参加者について、資本</u></p>	<p>(支払不能等の清算参加者に対する処置)</p> <p>第 15 条の 3 本取引所は、清算参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、本取引所の市場における市場デリバティブ取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他本取引所が必要かつ適当と認める処置をすることができる。</p> <p>(新設)</p>

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変更案	現行
<p><u>金の額が3億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき</u></p> <p>(2) <u>清算資格の取得において親会社による保証を受けていない為替証拠金清算参加者又は株価指数証拠金自社清算参加者について、純資産の額が3億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき</u></p> <p>(3) <u>為替証拠金清算参加者又は株価指数証拠金自社清算参加者について、次のいずれかに該当することとなったとき</u></p> <p>イ <u>金融商品取引業者にあつては、法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率が120パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき</u></p> <p>ロ <u>特別金融商品取引業者にあつては、川下連結に係る連結自己資本規制比率が120パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき</u></p> <p>ハ <u>対象特別金融商品取引業者にあつては、国際統一基準に係る連結自己資本規制比率について連結普通株式等Tier1比率が2.25パーセントを下回ったとき、連結Tier1比率が3パーセントを下回ったとき、若しくは連結総自己資本規制比率が4パーセントを下回ったとき、又は川下連結の例による連結自己資本規制比率が</u></p>	

「業務方法書」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変更案	現行
<p><u>120パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき</u></p> <p>(4) <u>清算資格の取得において親会社による保証を受けた為替証拠金清算参加者又は株価指数証拠金清算参加者について、当該清算参加者の親会社が、第5条第8項第5号ト、同第11項第4号ト又は同第13項第4号トに掲げる財産的基礎に係る要件に適合しなくなり、速やかな回復が見込めないとき（第5号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p>(5) <u>株価指数証拠金他社清算参加者について、第5条第10項第4号又は第11項第4号に掲げる財産的基礎に係る要件に適合しなくなり、速やかな回復が見込めないとき</u></p>	

「取引参加者規程施行規則」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>（特別金融商品取引業者等に係る報告事項）</p> <p>第 18 条の 2 取引参加者規程第 56 条第 4 項に規定する本取引所が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>（財務報告）</p> <p>第 19 条 取引参加者規程第 57 条第 1 項及び第 2 項に規定する財務報告は、単体及び連結決算ベースの本取引所が必要と認める書類により毎事業年度経過後 3 か月以内に行うものとする。ただし、取引参加者が外国の法令に準拠して設立されたもので、かつ、行政官庁より事業報告書の提出期間の延長の承認を受けた場合において、当該取引参加者が本取引所へその内容等を届け出たときは、当該財務報告をその承認を受けた期間内に行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（特別金融商品取引業者等に係る報告事項）</p> <p>第 18 条の 2 取引参加者規程第 56 条第 5 項に規定する本取引所が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>（財務報告）</p> <p>第 19 条 取引参加者規程第 57 条に規定する財務報告は、単体及び連結決算ベースの本取引所が必要と認める書類により毎事業年度経過後 3 か月以内に行うものとする。ただし、取引参加者が外国の法令に準拠して設立されたもので、かつ、行政官庁より事業報告書の提出期間の延長の承認を受けた場合において、当該取引参加者が本取引所へその内容等を届け出たときは、当該財務報告をその承認を受けた期間内に行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

「業務方法書施行規則」の一部変更及び現行規定対照表（案）

変 更 案	現 行
<p>（特別金融商品取引業者等に係る報告事項）</p> <p>第 6 条の 2 方法書第 14 条の 4 第 <u>5</u> 項に規定する本取引所が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>（財務報告）</p> <p>第 7 条 方法書第 14 条の 5 第 <u>1</u> 項及び第 <u>2</u> 項に規定する財務報告は、単体及び連結決算ベースの本取引所が必要と認める書類により毎事業年度経過後 3 か月以内に行うものとする。ただし、清算参加者が外国の法令に準拠して設立されたもので、かつ、行政官庁より事業報告書の提出期間の延長の承認を受けた場合において、当該清算参加者が本取引所へその内容等を届け出たときは、当該財務報告をその承認を受けた期間内に行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（特別金融商品取引業者等に係る報告事項）</p> <p>第 6 条の 2 方法書第 14 条の 4 第 <u>6</u> 項に規定する本取引所が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) ～(10) (略)</p> <p>（財務報告）</p> <p>第 7 条 方法書第 14 条の 5 に規定する財務報告は、単体及び連結決算ベースの本取引所が必要と認める書類により毎事業年度経過後 3 か月以内に行うものとする。ただし、清算参加者が外国の法令に準拠して設立されたもので、かつ、行政官庁より事業報告書の提出期間の延長の承認を受けた場合において、当該清算参加者が本取引所へその内容等を届け出たときは、当該財務報告をその承認を受けた期間内に行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>